

2021 文子幼第 3757 号
令和 3 年 9 月 30 日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 中川 景司
(公印省略)

緊急事態宣言解除に伴う保育園の対応について

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育園における感染対策にご協力いただき深く感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、東京都を対象に、令和3年9月30日までを期間とする緊急事態宣言が発令されているところですが、今般、同日をもって緊急事態宣言が解除されることが決定しました。

区では、今回の緊急事態宣言の解除を受けて、「家庭保育の協力要請」及びお休みした日の基本保育料の日割還付を終了いたします。ただし、新型コロナウイルス感染症の発生等により保育園が臨時休園となった場合は休園期間を日割還付の対象とし、その際の罹患者及び濃厚接触者となった園児の休園についても対象とする予定です。

宣言は解除されますが、保育園では、密を避けた生活を実践することが困難なことから、引き続き、感染拡大防止対策が必要な状況は変わっておりません。各園で行っております感染症対策には、これまでと同様ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の感染状況等によっては、今回の取扱いを変更する場合がありますので、あらかじめお含みおきください。

【お問合せ】

- ◎ 区立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係（電話 03-5803-1189）
- ◎ 私立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当（電話 03-5803-1845）
- ◎ 基本保育料還付（返金）、在園資格に関すること
子ども家庭部幼児保育課 入園相談係（電話 03-5803-1190）